

旧優生保護法補償金等認定審査会運営規程

旧優生保護法補償金等認定審査会令（令和六年政令第三百八十四号）第二条第一項及び第六項並びに第五条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）

第一条 旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）は会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審査会の議事を整理する。

（部会の設置）

第二条 会長は必要があると認めるときは、審査会に諮って部会を設置することができる。

（諮問の付議）

第三条 会長は、内閣総理大臣から審査を求められたときは、当該審査を部会に付議することができる。

（部会の議決）

第四条 部会の議決は、会長の同意を得て、審査会の議決とすることができる。

（参考人の招致）

第五条 会長は、審査のために必要があるときは、適当と認める者を参考人として招致し、意見を求めることができる。

（会議の公開）

第六条 審査会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第七条 審査会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益または公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とした場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（準用規定）

第八条 第一条、第五条から第七条までの規定は、部会に準用する。この場合において、第一条、第五条、第六条並びに第七条第二項及び第三項中「会長」とあるのは「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、審査会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年2月27日から施行する。